

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月26日（平成28年（行個）諮問第67号）

答申日：平成29年5月29日（平成29年度（行個）答申第34号）

事件名：本人が行った審査請求に関して特定労働基準監督署長が提出した証拠資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が特定労働者災害補償保険審査官に審査請求した件について、同審査官が作成した決定書に記載されている審理資料のうち、特定労働基準監督署長が提出した証拠資料（乙第1号証から乙第23号証）及び審査官が収集した証拠資料（丙第1号証から丙第11号証）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、徳島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月14日付け徳労発総0114第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

特定労働基準監督署長が、平成28年4月28日付けで行った、本件請求に係る精神障害の発症に関し、業務による強い心理的負荷は認められません。

従って本件は、業務上の事由により発症した発病とは、認められないとの不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める。

イ 審査請求の理由

審査請求時に添付した主治医意見書を無視した決定処分であり、主治医意見書に対する解答書も得られず状態のままである。審査請求人は、特定医療法人の命令・指示通り勤務を行っており転勤（遠距

離)勤務を強いられたこと及び上司によるパワハラ、差別的扱い、患者からの肉体的、精神的DVを受けたことによる業務上発生した災害であることは、明らかである。

従って強い心理的負荷は認められないとして行った特定労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。

ウ 証拠

主治医診断書、主治医意見書及び審査請求人が今回行った開示請求は、重要証拠に至る部分は全て黒塗り状態であり、開示請求の意味を果たしていない。

棄却決定処分を正しいとするならば、黒塗り部分を全て開示すべきである。

添付書類(一部)乙号証、丙号証が、費用まで支払って開示請求を行ったが、全て黒塗り状態である。本件の開示請求を全て開示すべきである。

審査決定書謄本5頁、6参与の意見、参与は全員が「棄却相当」との意見であった。と記載してあるが、聴取された人物の中に事実と異なる内容であると、述べている人も居り、また聴取した人物の中に、虚偽の報告をしている者もいる。本来労働者を救済する制度である労働者災害補償とは、名だけのものであり、まさに「労災かくし」そのものであると言わざるを得ない。

早急に主治医意見書に対する解答書を提出すべきである。

聴取も労働者災害補償保険審査官一人のみで聴取を実施している。通常は複数人にて行うべきである。

精神障害の発症に至った関連書類一部(添付)

(資料は、本答申では省略)

(2) 意見書

ア 処分庁の開示した、特定個人Aとのトラブルは、本件請求とは、全く関係のない事である。Aは平成B年C月、同年D月、同年E月に亘り医師の診断書を提出し、虚偽の告訴をしている。その証拠に、略式命令発令日から14日以内に不服申立を行っていない。

イ 特定医療法人は、審査請求人の入職日以前より、透析患者(生活保護患者等)に対し、透析終了時間を偽り、国から診療不正受給していたこと。

例 3時間30分で透析を終了していながら、透析記録に4時間実施時間を、看護助手に記入させていたこと。

(ア)入院患者(認知症患者等)に対し、性的虐待の事実が有りながら事実を隠蔽していたこと。

(イ)職員間同士外来での薬剤不正使用(受付を通さず)実施。

(ウ) 看護助手に医療行為（服薬及び服薬管理、透析記録へ服薬をさせた助手名を記入させたこと。）

上記項目を審査請求人により、カンファレンスの議題にあげられ、是正すべきであることを求められ、組織ぐるみによる精神的苦痛を審査請求人に負わせたものである。

ウ 始末書等の一部、（勤務表にいない残業者が居たり・・・大きな声で怒鳴ってしまいました）は、特定個人Fよりこのように書けと、下書きした物を見せられ書かされたものである。

エ 審査請求時に添付した主治医による意見書は、全く無視していること。

オ 特定個人Gは、聴取してもらいたい人物を特定するとのことで聴取しているが、それ以外の人物からも聴取している。聴取された人物の中で、特定個人Gの作成した調書に記載してある、聴取した人物全員が棄却相当の意見を述べたとあるが、聴取された人物の中には、棄却相当などと応えていない人物もいる。他不祥事多数あり。

諮問庁としての考え方は、「本件審査請求に関し、原処分において別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条3号イを加え、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」。

審査請求人の意見は、「正しい判断をしていただく為、不開示を維持する部分の全開示を求める。」。以上。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年12月16日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年1月29日付け（同年2月1日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条3号イを加え、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定労働者災害補償保険審査官に審査請求した件について、同審査官が作成した決定書に記載されて

いる審理資料のうち、特定労働基準監督署長が提出した証拠資料（乙第1号証から第23号証）及び審査官が収集した証拠資料（丙第1号証から丙第11号証）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2①、7、14①、14②、16②、17①、19①、20①、21①、22①、23①、25①、26①、27①、28、29、30、31①、32①、33①及び34①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、17②、19②、20②、21②、22②、23②、25②、26②、27②、31②、32②、33②及び34②の不開示部分は、特定労働者災害補償保険審査官が、審査請求人が行った労災保険の審査請求に係る決定を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取等をした内容である。当該聴取等の内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2②、7、14①、16①、28、29及び30の不開示部分は、特定事業場が一般に公にしている内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、17②、19②、20②、21②、22②、23②、25②、26②、27②、31②、32②、33②及び34②の不開示部分は、特定労働者災害補償保険審査官が、審査請求人が行った労災保険の審査

請求に係る決定を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取等した内容である。これらの聴取等の内容が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記3(2)ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者等が心理的に大きな影響を受け、被聴取者等自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7, 14①, 16①, 28, 29及び30の不開示部分は、特定事業場が一般に公にしていらない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは上記3(2)イで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号, 3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月26日 審議
- ④ 同年6月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年4月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が特定労働者災害補償保険審査官に審査請求した件について、同審査官が作成した決定書に記載されている審理資料のうち、特定労働基準監督署長が提出した証拠資料（乙第1号証から乙第23号証）及び審査官が収集した証拠資料（丙第1号証から丙第11号証）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書34に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、別表の3欄に掲げる部分については、不開示理由を追加して、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人が提起した本件労災給付不支給決定に係る審査請求については、本件開示決定（平成28年1月14日）以前の平成27年12月1日付けで特定労働者災害補償保険審査官の決定が行われており、審査請求人へ当該決定書（以下「決定書」という。）が送付済みであるとのことである。

そうすると、審査請求人は、本件開示決定以前に、決定書記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書の内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

ア 通番2

当該部分は、審査請求人の診療を担当した医師の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が特定労働基準監督署へ提出した休業補償

給付支給請求書の「診療担当者の証明」欄の印影であり、同医師が同欄に必要事項の記入及び押印をした上で、審査請求人が同申請書を提出したものであることから、当該部分は、法14条2号ただし書イの審査請求人が慣行として知ることができる情報に該当するものと認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番37, 通番39, 通番41, 通番46, 通番48, 通番50, 通番55, 通番57, 通番59及び通番61

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官又は特定労働者災害補償保険審査官が、審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の情報であり、通番37, 通番39及び通番41は、被聴取者の職氏名、通番46, 通番48, 通番50, 通番55及び通番57は、被聴取者の審査請求人との職務上の関係及び勤務先並びに職氏名、通番59及び通番61は、被聴取者の勤務先及び職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、決定書に記載されている被聴取者に係る情報と同一であると認められることから、同号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4, 通番7, 通番10及び通番11

当該部分のうち、通番4は、特定労働基準監督署の担当調査官が事案の概要を簡潔にまとめた部分に記載された審査請求人が暴力を振るったとされる相手の職氏名であり、通番7は、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の個人から聴取した際の被聴取者の職氏名であり、通番10は、事業場内の審査請求人の位置づけを示した組織図における審査請求人以外の個人の職氏名及び被聴取者であることが分かる目印であり、通番11は、「認定事実」欄に記載された審査請求人以外の個人の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち、通番4は、審査請求人が承知している事項であると認められ、通番7及び通番10は、決定書に記載されている被聴取者に係る職氏名と同一であると認められ、通番11は、原処分で

開示されている「請求人の申述」欄の記載から容易に推認できるものと認められることから、いずれも、法14条2号ただし書イの審査請求人が慣行として知ることができる情報に該当するものと認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番5, 通番6, 通番38, 通番40, 通番42, 通番47, 通番49, 通番51, 通番56, 通番58, 通番60及び通番62

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官又は特定労働者災害補償保険審査官が、審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された、聴取内容又は聴取時点で把握済みの審査請求人の申述内容である。

(ア) 聴取内容については、被聴取者の氏名と一体として、各被聴取者の法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

聴取内容のうち、被聴取者が職場における審査請求人との関係を述べた部分は、審査請求人が承知している内容であると認められ、また、これを除く部分は、決定書に記載されている聴取内容と同一であると認められる。

したがって、聴取内容は、審査請求人が慣行として知ることができる情報に該当すると認められ、法14条2号ただし書イに該当すると認められる。

また、聴取内容は、その記載内容に照らせば、これを開示しても、被聴取者等が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど事実関係についての客観的申述を得ることが困難になり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(イ) 審査請求人の申述内容については、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報には該当せず、また、これを開示しても労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番8, 通番33及び通番44

当該部分は、特定労働基準監督署が医師に求めて、提出された医師

の意見である。

当該部分は、決定書に記載されている医師の意見と同一であると認められ、審査請求人が承知している内容であると認められ、その記載内容も踏まえれば、上記エ（ア）と同様の理由により、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番9

当該部分は、医師が特定労働基準監督署に提出した意見において、意見の裏付けとなる添付資料について記載された部分である。

諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、主治医の判断の裏付けとなっている資料を示すものであり、資料が明らかになることにより、主治医が不当な干渉を受けることが懸念されるため、不開示とした旨説明する。

しかし、当該部分には、資料の一般的名称等が記載されているにすぎず、かつ、当該資料の内容自体は、諮問庁が諮問に当たり全部開示することとしていることから、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、当該部分は、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番15及び通番24

当該部分のうち、通番15は、審査請求人が勤務していた時期の事業場の組織図における理事長・総院長、各病院の院長、副院長、名誉院長、看護部長及び総務課長の氏名であり、通番24は、審査請求人以外の個人の誓約書に記載された当該誓約書の提出先の事業場の代表者の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち、通番15については、理事長・総院長、各病院の院長、副院長及び名誉院長の氏名は、当該事業場のホームページで公表されていることが認められ、また、看護部長及び総務課長の氏名は、それぞれ1名しかおらず、かつ、決定書において被聴取者として職氏名が明らかになっている者と同一であることが認められ、また、通番24については、当該職氏名は、原処分で既に開示されている審査請求人の誓約書の提出先である職氏名と同一であると認められることから、いずれも、審査請求人が承知しているものと認

められる。

このため、当該部分は、法14条2号ただし書イの審査請求人が慣行として知ることができる情報に該当する。また、当該部分の記載内容に照らせば、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、並びに、事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番23

当該部分は、審査請求人以外の個人の辞令書に押印された事業場の印影であるが、当該印影は、原処分で既に開示されている審査請求人に対する辞令書に押印されたものと同様であると認められ、審査請求人が承知しているものと認められる。また、当該印影は、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報に該当するものとは認められない。

当該部分は、その記載内容に照らせば、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、並びに、事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番25

当該部分は、面談記録における審査請求人以外の個人の発言者名及び発言部分であり、一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。しかし、これら個人の発言者名及び発言部分は、審査請求人を交えた会合の内容を記録したものであることから、審査請求人が承知している事項であると認められ、同号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当すると認められ、その記載内容も踏まえれば、上記キと同様の理由により、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番52

当該部分は、審査請求人以外の事業場の職員の月々の勤務表であり、個人の氏名及び日々のお勤等の詳細な情報が分かるものであり、一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が、本件一部開示決定を不服として諮問庁に提出した審査請求書に添付した資料又は原処分で既に開示されている勤務表（文書4）と同一であると認められる。

したがって、当該部分は、上記キと同様の理由により、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

サ 通番3

当該部分は、審査請求人が勤務する事業場が作成した証明書に押印された事業場の印影であるが、審査請求人が、当該証明書を添付して、特定労働基準監督署に休業補償給付支給請求を行ったものであることから、審査請求人が承知しているものであると認められ、その記載内容に照らせば、これを開示しても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

シ 通番29

当該部分は、健康保険関係団体の印影であるが、諮問庁が諮問に当たり開示することとしている印影（文書15の7頁）と同一であると認められる。

当該部分は、その記載内容に照らせば、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、並びに、事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の5欄に掲げる部分以外の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番2、通番30ないし通番32及び通番43

当該部分は、審査請求人以外の個人の職氏名等又は個人の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当

する。

通番 2 は、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人が特定労働基準監督署に休業補償給付支給申請書を提出した後に、同署職員により手書きされた特定個人の職氏名であるとのことであるから、通番 2 は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分のうち、通番 2 を除く部分についても、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 27

当該部分は、(i) 審査請求人が事業場に提出した診断書に事業場側が押印した職名入り押印枠における、職名及び押印された個人の印影、(ii) 事業場内の報告書にあらかじめ印字されている職名入り押印枠に押印された個人の印影、(iii) 審査請求人以外の個人の診断書の不開示部分であり、いずれも、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

a 上記 (i) のうちの個人の印影及び上記 (ii) の個人の印影は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められず、また、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

b 上記 (i) のうち、押印枠の職名については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、押印枠は、審査請求人が事業場に診断書を提出した後に、事業場が決裁のために作成、押印したものであり、当該決裁者については、審査請求人が知らない情報であるとのことであり、当該押印枠の職名がどのような役職名等であるのかの情報は、審査請求人が承知しているものとは認められないことから、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該押印枠の職名は、当該押印枠に押印された個人の印影と一体として、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

c 上記（iii）の個人の住所、氏名、生年月日、年齢、病名欄の記載、年月日、医療機関の住所及び名称並びに医師の署名及び印影については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該個人の住所、氏名、生年月日及び年齢並びに医師の署名及び印影は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

その余の部分である病名欄の記載、年月日並びに医療機関の住所及び名称は、一般的に他人に知られたくない情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

以上のことから、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番35、通番37、通番39、通番41、通番46、通番48、通番50、通番55及び通番57

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官又は特定労働者災害補償保険審査官が、審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者に関する情報である。

このうち、通番35は、被聴取者の住所、職氏名、生年月日及び年齢であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分のうち、通番35を除く部分は、上記（1）イで開示すべきであるとしている被聴取者の氏名等を除く、被聴取者の住所、生年月日、年齢又は聴取した場所であり、いずれも、上記（1）イで開示すべきであるとしている被聴取者の氏名等と合わせると、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分のうち、通番35は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地はなく、通番35を除く部分は、上記（1）イで職氏名を開示すべきとしているので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とする

ことが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番5, 通番6, 通番36, 通番38, 通番40, 通番42, 通番47, 通番49, 通番51, 通番56, 通番58, 通番60及び通番62

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官又は特定労働者災害補償保険審査官が、審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された聴取内容であり、審査請求人が知り得るものとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど事実関係についての客観的申述を得ることが困難になり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番7, 通番10及び通番11

当該部分は、審査請求人以外の個人の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号, 3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番15

当該部分は、審査請求人が勤務していた時期の事業場の組織図における上記(1)キで開示すべきとしている部分を除く部分であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、法14条2号ただし書イの審査請求人が慣行として知ることができる情報に該当するものとは認められず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及

び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番22, 通番23及び通番24

当該部分は、(i) 審査請求人以外の個人の始末書における提出者の署名及び印影並びに提出者による経緯等の文章、上司の印影及び評価、(ii) 審査請求人の始末書における上司等の印影及び上司の評価、(iii) 審査請求人以外の個人の辞令書における当該個人の現職名、氏名、発令事項及び年月日、(iv) 審査請求人以外の個人の誓約書における当該個人による誓約の文章、年月日、当該個人の部署名、職種、署名及び印影であり、それぞれ、一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。当該部分のうち、個人の署名、印影、現職名、氏名、部署名、職種及び上司等の印影は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もなく、これらを除く始末書における経緯等の文章及び上司の評価並びに辞令書における発令事項及び年月日、誓約書における誓約の文章及び年月日は、一般的に他人に知られたくない情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

以上のことから、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番26及び通番53

当該部分は、特定事業場が、特定労働基準監督署又は特定労働者災害補償保険審査官に提出した資料に記載された当該事業場が一般に公にしていない内部情報であり、審査請求人が知り得るものではないことから、これを開示すると、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 5 2 及び通番 5 4

当該部分は、審査請求人以外の事業場の各職員の月々の勤務表及び手当一覧表であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。法 1 5 条 2 項による部分開示について検討すると、氏名の部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地もなく、また、当該部分のうち、個人の氏名を除く部分は、職員個人の日々の出勤等の詳細な情報が分かる部分及び手当額の詳細が分かる部分であり、一般的に他人に知られたくない情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

以上のことから、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、同条 3 号イ及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 5 欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書名		2 通番	3 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	4 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法14条該当号）			5 開示すべき部分
文書番号	対象文書名			2号	3号イ	7号柱書き	
1	不支給決定通知伺	1	なし				
2	休業補償給付支給請求書等	2	① 1頁の医師印影部分 3頁の不開示部分	○			1頁の医師の印影部分
		3	② 5頁の印影部分		○		全て
3	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	4	1頁の不開示部分	○		○	全て
		5	4頁ないし9頁の不開示部分	○		○	4頁の3段目及び4段目 5頁の1段目, 3段目及び4段目 6頁の1段目及び4段目 7頁の1段目, 2段目及び4段目 8頁の3段目 9頁の1段目

		6	1 1 頁, 1 3 頁, 1 6 頁ないし 3 1 頁の「調査結果」 欄のうち, 被聴取 者の職氏名を除く 部分			○	○	1 8 頁の 1 段目 1 9 頁の 1 段目 1 行目ないし 4 行目 9 文字目及び 5 段 目 2 0 頁の全て 2 1 頁の全て 2 2 頁の 1 段目及 び 3 段目 2 3 頁の 2 段目及 び 3 段目 2 4 頁の 2 段目, 3 段目の 2 行目 1 2 文字目ないし 9 行目 6 文字目, 1 1 行目ないし最終 行目 2 5 頁の 4 段目 2 9 頁の全て 3 1 頁の 2 段目
		7	1 1 頁, 1 3 頁, 1 6 頁ないし 3 1 頁の「調査結果」 欄のうち, 被聴取 者の職氏名の部分			○	○	上記通番 6 の開示 すべき部分に係る 被聴取者の職氏名
		8	3 3 頁の「主治医 の意見書」欄の 1 1 行目, 1 2 行 目, 1 7 行目, 1 8 行目 3 4 頁及び 3 5 頁 の不開示部分			○	○	全て
		9	3 3 頁の「主治医 の意見書」欄の 3 5 行目 1 3 文字目 ないし 1 9 文字目			○	○	全て

		10	37頁不開示部分	○		○	審査請求人と水平，左隣に位置する1名を除く全て
		11	24頁及び28頁ないし30頁の各「認定事実」欄の不開示部分	○		○	28頁ないし30頁の各「認定事実」欄の不開示部分
4	申立書	12	なし				
5	同意書	13	なし				
6	職員就業規則	14	なし				
7	組織図	15	個人の氏名全て	○	○	○	理事長・総院長，名誉院長，院長4名，副院長，看護部長及び総務課長の各氏名
8	履歴書	16	なし				
9	特定個人名と題する文書	17	なし				
10	健康診断個人票	18	なし				
11	デイリーデータ修正（打刻データ）等	19	なし				
12	年間集計表①	20	なし				
13	助手業務表	21	なし				

1 4	始末書等	2 2	① 1 頁ないし 3 頁の 不開示部分 8 頁の不開示部分 (押印者の職名部 分を除く) 2 6 頁の不開示部 分 (押印者の職名 部分を除く)	○	○	○	
		2 3	① 4 頁 3 行目ないし 9 行目, 1 0 行目 3 文字目, 4 文字 目, 6 文字目, 8 文字目, 9 文字 目, 印影部分	○	○	○	4 頁の印影部分
		2 4	① 6 頁 2 行目 1 文字 目ないし 6 文字 目, 4 行目ないし 7 行目, 8 行目 3 文字目, 4 文字 目, 6 文字目, 8 文字目, 9 行目 6 文字目ないし最終 文字, 1 0 行目 5 文字目ないし最終 文字, 1 1 行目 5 文字目ないし最終 文字, 印影部分	○	○	○	6 頁 2 行目 1 文字 目ないし 6 文字
		2 5	① 1 8 頁ないし 2 0 頁の不開示部分	○	○	○	全て

		2 6	① 1 2 頁及び 1 3 頁 の不開示部分 1 5 頁ないし 1 7 頁の不開示部分 2 2 頁の不開示部 分 2 3 頁の不開示部 分（報告書の様式 部分を除く）	○	○	○	
		2 7	② 9 頁 1 行目， 2 行 目の不開示部分 1 0 頁 1 行目， 2 行目の不開示部分 1 1 頁 1 行目， 2 行目の不開示部分 1 4 頁 1 行目， 2 行目の不開示部分 2 1 頁 1 行目， 2 行目の不開示部分 2 4 頁の印影部分 2 5 頁 3 行目 3 文 字目ないし最終文 字， 4 行目 3 文字 目ないし最終文 字， 5 行目 7 文字 目， 8 文字目， 1 0 文字目， 1 2 文 字目， 1 3 文字 目， 1 7 文字目， 1 8 文字目， 6 行 目ないし 1 3 行 目， 1 4 行目 3 文 字目， 4 文字目，	○			

			6文字目, 8文字目, 9文字目, 15行目ないし17行目				
15	反省文等	28	なし				
16	診療報酬明細書(写)	29	① 1頁の印影部分		○	○	全て
		30	② 1頁の担当者名部分	○			
17	意見書の提出依頼について等①	31	① 2頁の印影部分	○			
		32	① 5頁の診断書の欄外左の記載 9頁の診断書の欄外左の記載	○			
		33	② 3頁13行目, 14行目, 19行目, 20行目	○		○	全て
18	聴取書①	34	なし				
19	聴取書②	35	① 1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし7文字目, 9文字目ないし15文字目, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字	○			

			目				
		3 6	② 1 頁 8 行目ないし 3 頁 1 7 行目の不 開示部分	○		○	
2 0	聴取書③	3 7	① 1 頁 2 行目 3 文字 目ないし最終文 字, 3 行目 3 文字 目ないし最終文 字, 4 行目 3 文字 目ないし 6 文字 目, 8 文字目ない し 1 3 文字目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字 目, 1 2 文字目, 1 5 文字目, 1 6 文字目	○			1 頁 3 行目及び 4 行目
		3 8	② 1 頁 7 行目ないし 3 頁 4 行目の不開 示部分	○		○	1 頁の項番 1 の全 て 1 頁の項番 4 の全 て 2 頁の項番 6 の全 て 2 頁の項番 1 0 の 2 行目 7 文字目な いし最終文字目
2 1	聴取書④	3 9	① 1 頁 2 行目 3 文 字目ないし最終文 字, 3 行目 3 文字 目ないし最終文 字, 4 行目 3 文字 目ないし 6 文字 目, 8 文字目ない し 1 4 文字目, 5 行目 7 文字目, 8	○			1 頁 3 行目及び 4 行目

			文字目， 1 0 文字目， 1 2 文字目， 1 3 文字目， 1 6 文字目， 1 7 文字目				
		4 0	② 1 頁 8 行目ないし 4 頁 2 6 行目の不 開示部分	○		○	1 頁の項番 1 の全 て 2 頁の項番 8， 項 番 9 及び項番 1 0 の全て 3 頁の 1 行目 1 5 文字目ないし最終 行目 4 頁の 1 行目及び 2 行目
2 2	聴取書⑤	4 1	① 1 頁 2 行目 3 文字 目ないし最終文字 ， 3 行目 3 文字 目ないし最終文字 ， 4 行目 3 文字 目ないし 6 文字 目， 8 文字目ない し 1 3 文字目， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 1 0 文字 目， 1 2 文字目， 1 3 文字目， 1 6 文字目， 1 7 文字 目	○			1 頁 3 行目及び 4 行目
		4 2	② 1 頁 8 行目ないし 4 頁 1 9 行目の不 開示部分 4 頁の指印部分	○		○	1 頁の項番 1 の全 て 1 頁の項番 3 の 1 行目 2 8 文字目な いし 1 頁の最終行 目 2 頁の 1 行目ない

							し13行目, 14行目33文字目ないし2頁の最終行目 3頁の1行目ないし6行目, 7行目4文字目ないし11行目 4頁の項番13及び項番14の全て
23	意見書の提出依頼について等②	43	① 2頁の医師印影部分 5頁の医師印影部分	○			
		44	② 4頁の不開示部分 5頁の不開示部分 (医師印影部分を除く)	○		○	全て
24	聴取書⑥	45	なし				
25	聴取確認書①	46	① 1頁2行目11文字目ないし23文字目, 29文字目, 30文字目, 34文字目ないし最終文字, 3行目1文字目ないし7文字目, 11文字目, 12文字目, 14文字目, 16文字目	○			1頁の2行目29文字目, 30文字目, 34文字目ないし最終文字, 3行目1文字目ないし7文字目
		47	② 1頁5行目ないし2頁13行目の不 開示部分	○		○	1頁の項番1ないし項番4(3)の 全て 1頁の最終行目6

						文字目ないし最終文字目 2頁の1行目ないし3行目 2頁の12行目及び13行目
26	聴取確認書②	48	① 1頁2行目11文字目ないし23文字目, 29文字目, 30文字目, 34文字目ないし最終文字, 3行目1文字目ないし8文字目, 12文字目, 13文字目, 15文字目, 17文字目, 18文字目	○		1頁の2行目29文字目, 30文字目, 34文字目ないし最終文字, 3行目1文字目ないし8文字目
		49	② 1頁5行目ないし2頁2行目の不表示部分	○	○	1頁の項番1ないし項番4(4)1行目の全て 2頁の2行目9文字目ないし最終文字目
27	聴取確認書③	50	① 1頁2行目12文字目ないし24文字目, 30文字目, 31文字目, 35文字目ないし最終文字, 3行目1文字目ないし8文字目, 12文字目, 13文字目, 15文字目, 16文字目, 18文字目	○		1頁の2行目30文字目, 31文字目, 35文字目ないし最終文字目, 3行目1文字目ないし8文字目

			目				
		5 1	② 1 頁 5 行目ないし 2 頁 1 0 行目の不 開示部分	○		○	1 頁の項番 1 ない し項番 4 (1) 7 行目の全て 1 頁 の 項 番 4 (1) の 1 1 行目 ないし項番 4 (4) の 1 行目 2 頁の 7 行目ない し 1 0 行目
2 8	勤務表	5 2	不開示部分の全て	○	○	○	1 頁, 2 頁, 7 頁, 1 5 頁, 1 6 頁, 1 8 頁ないし 2 0 頁の各頁の全 て
2 9	年間集計 表②	5 3	不開示部分の全て	○	○	○	
3 0	看護助手 遅早手当 一覧表	5 4	不開示部分の全て	○	○	○	
3 1	聴取確認 書④	5 5	① 1 頁 2 行目 1 2 文 字目ないし 1 8 文 字目, 2 4 文字 目, 2 5 文字目, 2 9 文字目ないし 最終文字, 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 1 文字 目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 1 7 文字 目, 1 8 文字目, 4 行目 2 文字目な いし最終文字, 5 行目, 6 行目, 7 行目 1 文字目ない	○			1 頁の 2 行目 2 4 文字目, 2 5 文字 目, 2 9 文字目な いし最終文字目, 3 行目 1 文字目な いし 7 文字目

			し6文字目				
		5 6	② 1頁8行目ないし 3頁3行目の不開 示部分				1頁の項番1の1 行目及び2行目， 3行目26文字目 ないし6行目，7 行目1文字目ない し8文字目，7行 目22文字目ない し8行目 1頁の項番2 (1)ないし項番 2(4)の全て 2頁の1行目ない し9行目，2頁の 項番②の7行目な いし9行目，項番 ③の1行目ないし 10行目，項番④ の全て 3頁の項番⑤の全 て
3 2	聴取確認 書⑤	5 7	① 1頁2行目12文 字目ないし18文 字目，24文字 目，25文字目， 29文字目ないし 37文字目，3行 目2文字目，3文 字目，5文字目， 7文字目，8文字 目				1頁の2行目24 文字目，25文字 目，29文字目な いし37文字目
		5 8	② 1頁4行目ないし 3頁28行目の不開 示部分				1頁の項番1の2 行目及び3行目 1頁の項番2，項 番2(1)ないし 項番2(6)の全

							て 2 頁の 1 行目ない し 3 4 行目 3 頁の項番⑦の全 て，項番 3 ①の 1 行目及び 2 行目
3 3	電話確認 記録①	5 9	① 1 頁 2 行目 1 2 文 字目ないし 2 5 文 字目	○			全て
		6 0	② 1 頁 3 行目ないし 1 4 行目の不開示 部分	○		○	1 頁の 3 行目ない し 5 行目 3 0 文字 目， 7 行目ないし 1 4 行目
3 4	電話確認 記録②	6 1	① 1 頁 2 行目 1 1 文 字目ないし 2 4 文 字目	○			全て
		6 2	② 1 頁 3 行目ないし 2 7 行目の不開示 部分	○		○	1 頁の 3 行目ない し 6 行目 1 2 文字 目， 1 4 行目ない し 1 7 行目 5 文字 目， 1 8 行目